

山形県遊佐町沖における協議会
(第1回)

議 事 次 第

1. 日時：令和4年1月24日(月) 10:00～12:00
2. 場所：オンライン開催
3. 議題：
 - (1) 本協議会の運営について
 - (2) 説明・意見交換
4. 配付資料
 - 資料1 出席者名簿
 - 資料2 協議会運営規程(案)
 - 資料3 第1回山形県遊佐町沖における協議会
 - 資料4 山形県遊佐町沖区域の概要図
 - 資料5 山形県提出資料
 - 参考資料1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
 - 参考資料2 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン
 - 参考資料3 一般海域における占用公募制度の運用指針
 - 参考資料4 各協議会の意見取りまとめ

山形県遊佐町沖における協議会運営規程(案)

第1章 総則

(組織)

第1条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、山形県遊佐町沖について、協議会を組織する。

(名称)

第2条 前条に規定する協議会は、山形県遊佐町沖における協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条の規定に基づき、山形県遊佐町沖の区域(以下「協議区域」という。)について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う。

(協議)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うことができる。

- 一 協議区域における促進区域の指定に関する事(促進区域の指定の解除及び変更の場合を含む。)
- 二 協議区域における利害関係者との調整に関する事
- 三 協議区域における法第13条第1項に規定する公募(以下「公募」という。)の実施に当たって留意すべき事項に関する事
- 四 協議区域における発電設備の設置工事その他の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事

第2章 構成員

(構成員)

第5条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 経済産業大臣、国土交通大臣及び山形県知事が必要と認める者については、構成員として別表に追加することができる。

第3章 座長及び副座長

(座長及び副座長の選任)

第6条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 一 座長 1名
- 二 副座長 1名

- 2 前項の座長及び副座長は、別表に掲げる構成員から選任する。
- 3 座長は互選により選任する。副座長は座長の指名により選任する。

(座長及び副座長の職務)

第7条 座長は、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けた時はその職務を代理する。

(座長及び副座長の任期)

第8条 座長及び副座長の任期は原則2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 座長及び副座長は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の座長及び副座長が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第4章 協議会の運営等

(基本原則)

第10条 協議会の運営は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン等を踏まえて行うものとする。

(協議会の運営)

第11条 協議会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 構成員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会の進行は座長が行うこととする。座長が欠席の場合は、副座長が協議会の議事進行を行う。
- 4 協議会の構成員は、関係行政機関の長に対し、法第9条第5項に基づき、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、前項のほか、協議会の構成員以外の者に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。
- 6 協議会は、原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、会議を非公開とすることができる。協議会の公開の方法は、座長が協議会に諮って定める。
- 7 協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認める。

(議事要旨及び議事録)

第12条 協議会の議事については、議事要旨及び議事録を作成しなければならない。

- 2 議事要旨及び議事録は少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 構成員の現在数及び協議会に出席した構成員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事要旨及び議事録は、公開とする。ただし、協議会を非公開とした場合の議事要旨の取り扱いについては、座長が協議会に諮って定める。
- 4 議事要旨及び議事録は、第 14 条に規定する事務局において作成する。

(協議結果の尊重義務)

第 13 条 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に事務局を置く。

(書類の備え付け)

第 15 条 協議会は、前条の事務局に次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 第 1 条に基づき協議会を組織したことを示す書面
- 二 協議会運営規程

第 6 章 雑則

(構成員の責務)

第 16 条 協議会の構成員は、「一般海域における占用公募制度の運用指針」(令和元年 6 月)において、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。

(細則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、第 14 条に規定する事務局が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 24 日より施行する。

(別表)

経済産業大臣

国土交通大臣

山形県知事

農林水産大臣

山形県遊佐町長

山形県漁業協同組合

山形県内水面漁業協同組合連合会

山形県鮭人工孵化事業連合会

東北公益文科大学 学事顧問 吉村 昇

一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事 工藤 拓毅

一般社団法人 海洋産業研究・振興協会 顧問 中原 裕幸

第1回山形県遊佐町沖における協議会 名簿

○構成員

所属	役職	氏名
経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室	室長	石井 孝裕
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用調査センター	所長	野口 孝俊
農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課	計画官	小林 秀之
山形県 環境エネルギー部	部長	杉澤 栄一
山形県 遊佐町	町長	時田 博機
山形県漁業協同組合	理事・遊佐町関係漁業者	伊原 光臣
山形県漁業協同組合	理事	田代 善幸
山形県漁業協同組合	専務理事	西村 盛
山形県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長	大場 一昭
山形県鮭人工孵化事業連合会	会長理事	尾形 修一郎
東北公益文科大学	学事顧問	吉村 昇
一般財団法人 日本エネルギー経済研究所	理事	工藤 拓毅
一般社団法人 海洋産業研究・振興協会	顧問	中原 裕幸

○オブザーバー

所属	役職	氏名
環境省大臣官房 総合環境政策統括官グループ環境影響審査室	室長補佐	豊村 紳一郎
公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 海洋生物グループ	主幹研究員	三浦 雅大

第1回 山形県遊佐町沖 における協議会

2022年1月24日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局
山形県

協議会の法律上の位置づけ

- 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の基本方針上の位置づけ

- 海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。
- このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。
- また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。
- なお、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミング毎に協議会等を適時設けることとする。
- さらに、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行うこととする。

他区域の協議会の開催・運営について

- 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下単に「区域指定ガイドライン」という。）において、協議会における協議、情報共有事項は以下のとおり整理されている。
 - ① 促進区域の指定についての利害関係者との調整
 - ② 事業者の公募に当たっての留意点
 - ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等（※事業者の選定後に協議会において議論）
- 過去の協議会においては、**地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項、環境配慮事項**について、構成員からいただいた意見を以下のような形で意見取りまとめに反映している。

【これまでの各地域の協議会とりまとめの骨格】※とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なる

全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携した、**新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施**に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、**海域の利用を了承する。**等

地域や漁業との共存

- ✓ **地域や漁業との協調を目的とした基金を設立**し、選定事業者は当該基金へ出捐する。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、**漁業影響調査を行う。**
- ✓ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置・維持管理における**地場産業との連携**等に関し、地元自治体が講じる施策について合理的な範囲で協力を行うこと。等

洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項

- ✓ 洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、関係漁業者や船舶運航事業者等の先行利用者への影響が考えられるため、選定事業者は、**各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。**
- ✓ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により**既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。**等

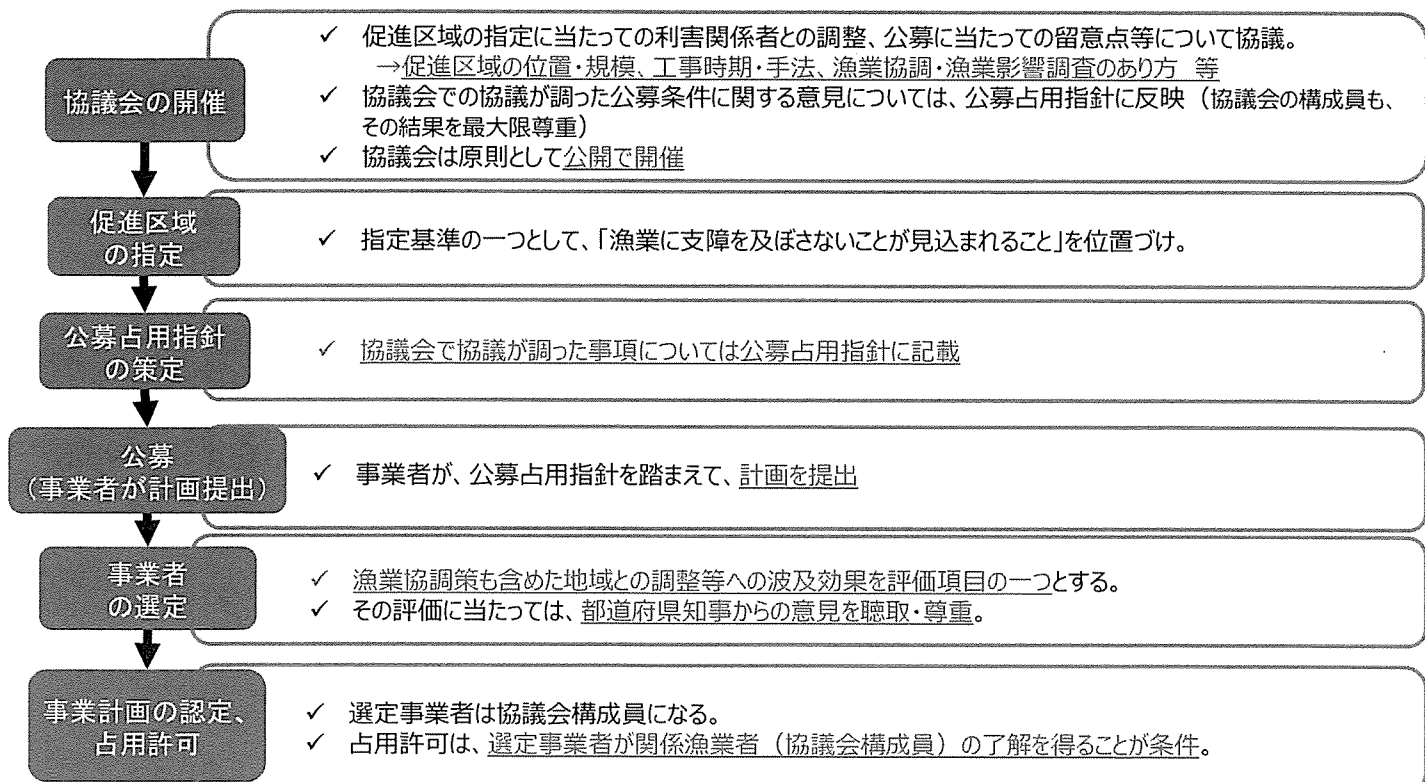
環境配慮事項

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく**洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行う。**等

17

漁業等との協調・共生について

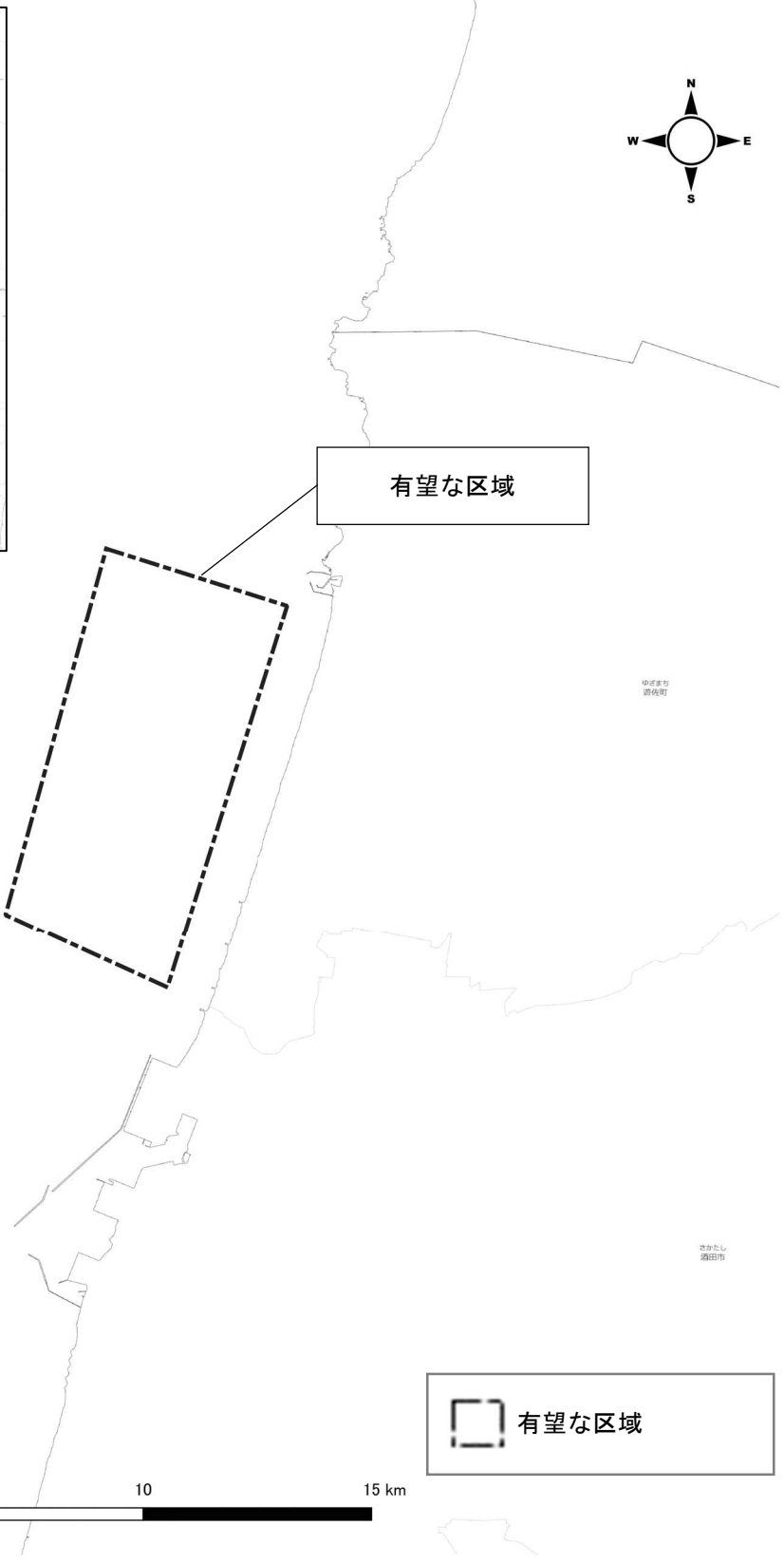
- **漁業等との協調・共生のあり方については、基本方針で定める「公平性・公正性・透明性の確保による適切な競争性の確保」、「漁業等との共存共栄」、「長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現」等の原則を踏まえつつ、以下の流れで検討が進められることとなっている。**



18

山形県遊佐町沖区域の概要図

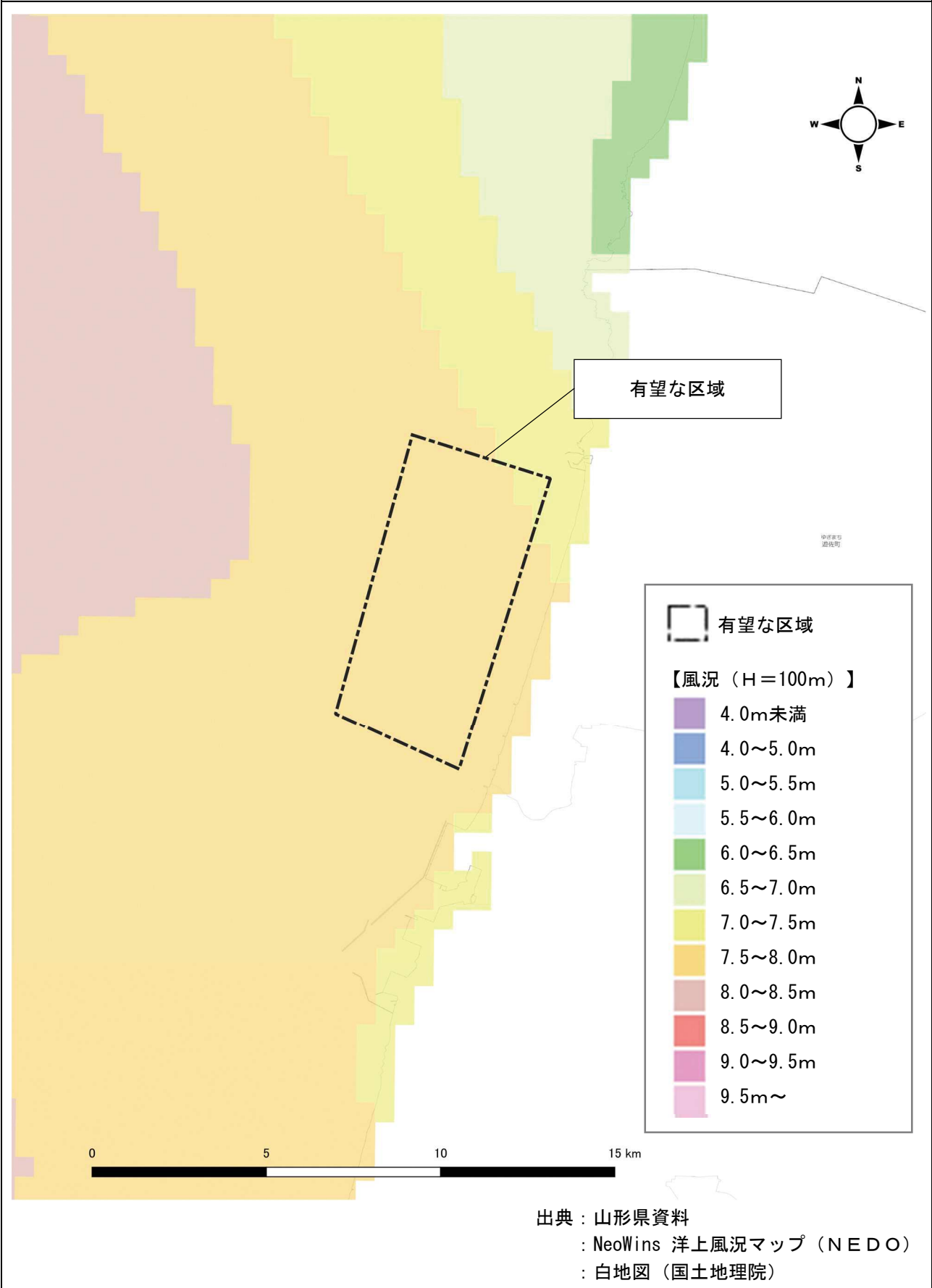
位置図



出典：山形県資料
：白地図（国土地理院）

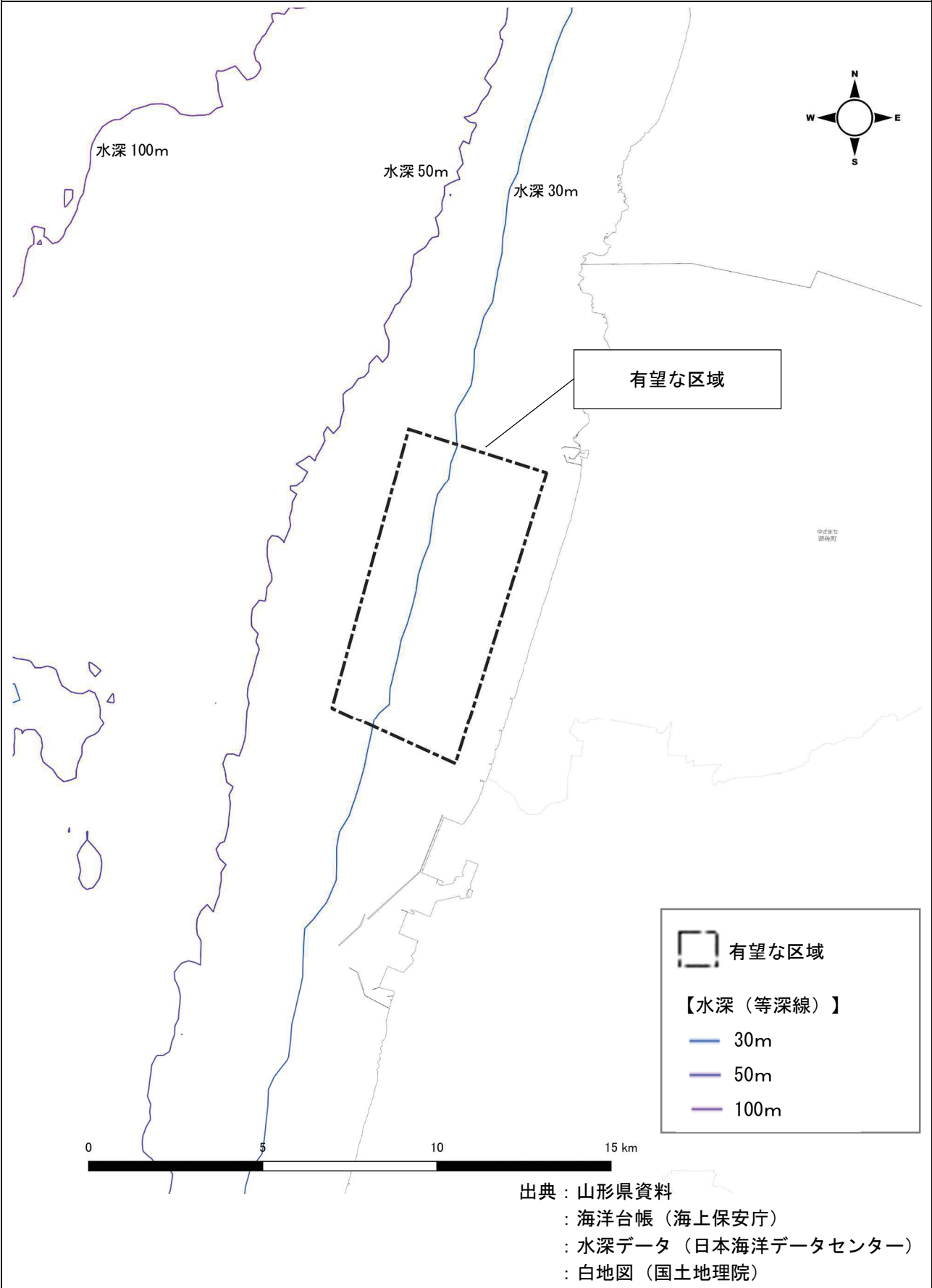
※都道府県からの情報提供等を元に作図したものである。
○当区域で確保が見込まれる系統規模は約 45 万 kW である。

自然的条件-風況



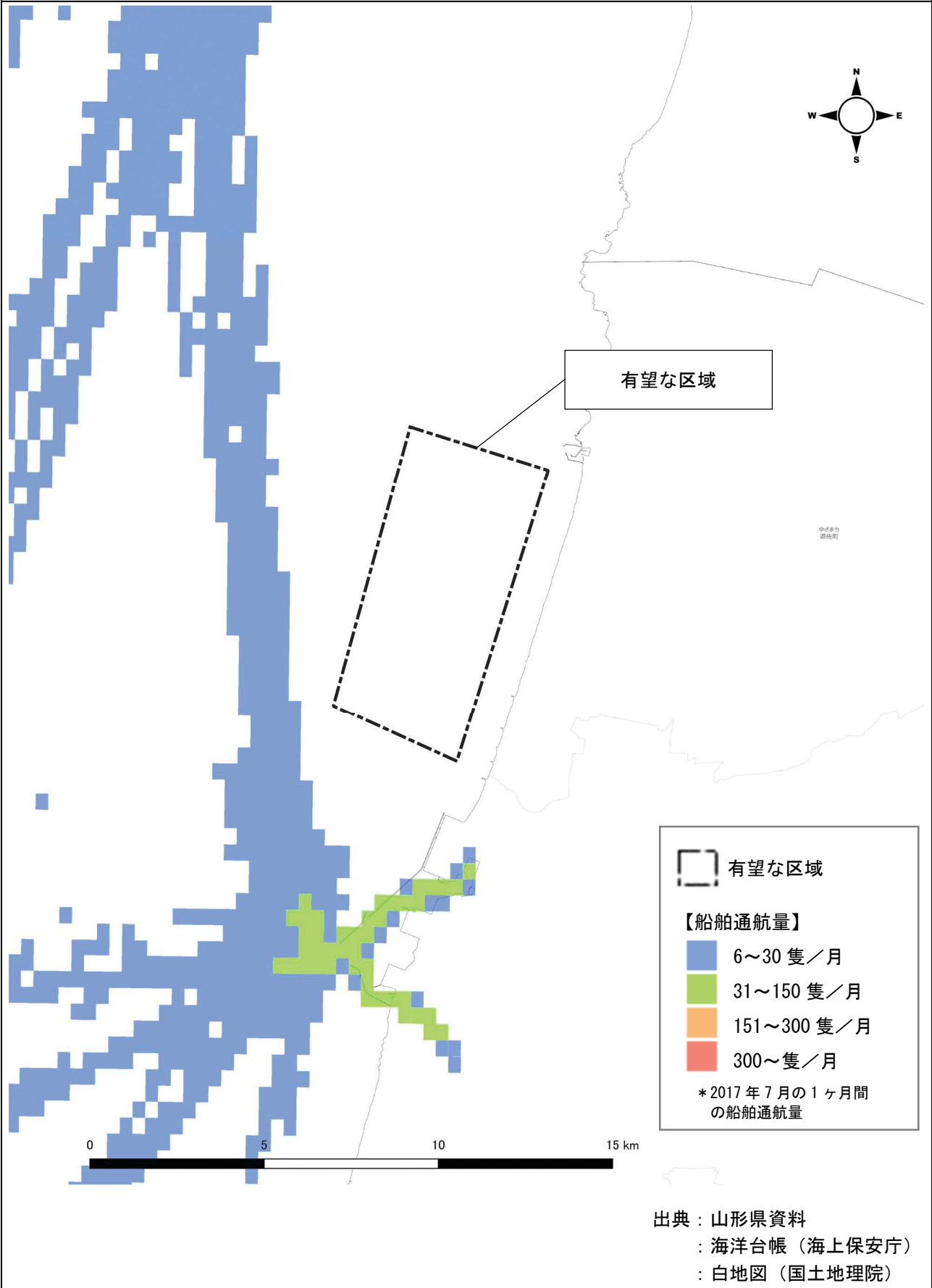
※都道府県からの情報提供等を元に作図したものである。

自然的条件-水深



※都道府県からの情報提供等を元に作図したものである。

船舶通航量



※都道府県からの情報提供等を元に作図したものである。

港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、低潮線保全区域



※低潮線保全区域は
当該区域近辺には設定されていない

出典：山形県資料
：海洋台帳（海上保安庁）
：白地図（国土地理院）

※都道府県からの情報提供等を元に作図したものである。

山形県における洋上風力発電の検討状況について

○「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議(全体会議)」

＜平成30年7月設置＞

(設置目的)

本県の一般海域における洋上風力発電のあり方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行うとともに、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、海域利用者や経済団体、関係行政機関などによる研究・検討会議を設置するもの。

(構 成 員)

海域利用者、有識者、経済団体、金融機関、行政機関等

(開催状況)

平成30年度：2回 令和元年度：1回 令和2年度：1回

○「遊佐沿岸域検討部会(遊佐部会)」

＜平成30年8月設置＞

(設置目的)

洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等も含めて具体的な議論を行うため、遊佐町の沿岸域を対象とした部会を設置するもの。

(構 成 員)

地域住民、海域利用者、有識者、経済団体、行政関係者等

(開催状況)

平成30年度：3回 令和元年度：3回 令和2年度：2回 令和3年度：2回

○「漁業協調策等検討会議等」

(目 的)

洋上風力発電の導入に伴い実施が期待される漁業協調策や漁業振興策等について、その具体的な内容に関して漁業関係者や行政関係者、有識者らにより検討・議論し、その成果を、近い将来予定される法定協議会等の場で発電事業者に求める漁業協調策等の材料とするとともに、行政による漁業振興施策の基礎とするもの。

(構 成 員)

漁業関係者、有識者、行政関係者等

(開催状況)

令和元年度：3回 令和2年度：4回